

## 愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項） の増額または減額となる場合の運用について

### (1) . 共通事項

#### 1) 対象工事

- ・以下の条件を全て満たした工事を単品スライド条項の適用対象工事とする。
- 対象材料の価格が対象工事費の 1%以上変動している工事。
- 請負者から決められた請求期間（「(2)-3)請求等手続き」参照）に請求があった工事、又は、本条項の適用により減額となる場合で発注者が請求する工事。

#### 2) 対象材料

- 対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。
- 材料品目類ごとの増額（減額）分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。（例、「鋼材類」の変動額が対象工事費の 1.5%、「燃料油」の変動額が 0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。）
- 対象材料を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、対象材料に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。  
ただし、材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。
- 品目類の分類は、以下を目安とする。

品目類	材料名等（例）
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H形鋼、異形棒鋼、橋梁用厚鋼板、鋼矢板、鋼管杭、スクラップ</li> <li>・ 鉄鋼二次製品（ロックボルト、ナット等）</li> <li>・ 鋼材から加工された資材（ガードレール、照明柱、グレーチング、PC 鋼より線、鋳鉄管、タイロッド、ライナープレート等）</li> <li>・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。（鋼矢板（賃料）、鋼矢板（不足分弁償金）等）</li> </ul> ※非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象外とする。
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト
コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

#### 3) 対象工事費の考え方

- 「対象工事費」とは部分払い済の出来高部分等を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費（請負代金額）から除いたものとする。（既済部分検査（出来形検査）済部分は対象外となる。）なお、部分払い時の支払額は、出来高部分の 9 割であり、「部分払い時の支払

額＝部分払い済の出来高部分」ではないので注意すること。

ただし、既済部分検査（出来形検査）実施前に単品スライドの請求があったときは、出来形検査部分についても適用対象とする。

- 通常の単年度工事(部分払いなし)の場合は、「対象工事費」＝「単品スライド条項適用前の最終の請負代金額」となる。

#### 4) 対象数量の考え方

- 原則として、発注者の設計数量（ロス分を含む）を対象とする。
- 燃料油以外の対象材料において、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を含む）以下となる場合は、証明数量を対象数量とする。なお、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を除く）より少ない場合は、対象材料とはならない。

ただし、設計図書に設計数量（ロス分を除く）の記載が無い場合は、発注者の設計数量（ロス分を含む）と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。

#### 【証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載がある場合）】

証明数量 < 設計数量（ロス分を除く） → 当該材料は対象材料とならない  
設計数量（ロス分を除く） ≤ 証明数量 ≤ 設計数量（ロス分を含む） → 対象数量は証明数量  
設計数量（ロス分を含む） < 証明数量 → 対象数量は設計数量（ロス分を含む）

- 注) 設計数量（ロス分を除く）：数量総括表や図面等に記載されているロスを含まない数量  
設計数量（ロス分を含む）：ロス分を含む積算上の数量  
証明数量：請負者から証明された数量

#### 【証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載が無い場合）】

証明数量 ≤ 設計数量（ロス分を含む） → 対象数量は証明数量  
設計数量（ロス分を含む） < 証明数量 → 対象数量は設計数量（ロス分を含む）

- 注) 設計数量（ロス分を含む）：ロス分を含む積算上の数量  
証明数量：請負者から証明された数量

- 仮設については、請負者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類等の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。仮設について請負者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類等についてその設計数量を対象数量とする。（例. 設計は鋼矢板Ⅲ型 10 t だが、施工は鋼矢板Ⅳ型 11t の場合、鋼矢板Ⅲ型 10 t が対象となる。）
- 性能規定での発注や材料承諾した場合等、発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが異なる場合は、発注者が想定した材料についてその設計数量を対象数量とする。
- 燃料油は、発注者の設計数量を対象とする。（土木工事の場合、この設計数量は、土木積算システムの「機労材集計リスト」の数量として良い。）
- 燃料油においては、購入時期、購入金額など証明できなくても、発注者の設計数量を対象

数量とすることができる。

- 既済部分について出来高部分払い等を行っている場合は、その出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。(ただし、既済部分検査(出来形検査)実施前に単品スライドの請求があった場合はその部分は対象とする。)

#### 5) 既済部分検査

既済部分検査(出来形検査)を実施する場合、出来形検査前に単品スライドの請求があった時は、出来形検査部分についても単品スライド条項の適用対象とする。なお、その場合でも原則として工期末に変更契約を行う。

#### 6) 部分引き渡しに係る「指定部分」の取り扱い

部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、「(2)-3)【(3)-3)】請求等手続き」にある「工期末」を「指定部分の工期末」と読み替えて、単品スライド請求を行う。

## (2) . 請負者発議（増額）の単品スライド

### 1) スライド額の算定方法

$$\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

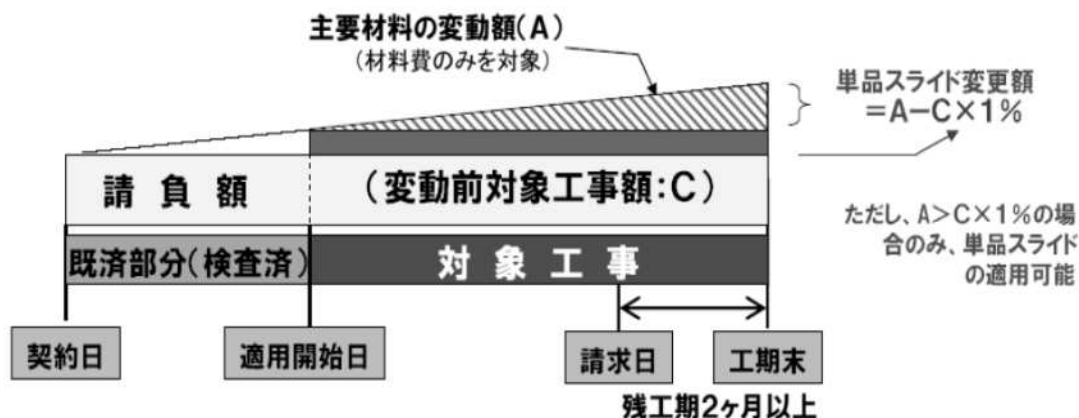
対象材料の変動額 = 変動後の実勢価格 - 変動前の実勢価格

変動後の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}) \}$

変動前の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

ただし、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いる。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。



### 2) 請負者への確認事項

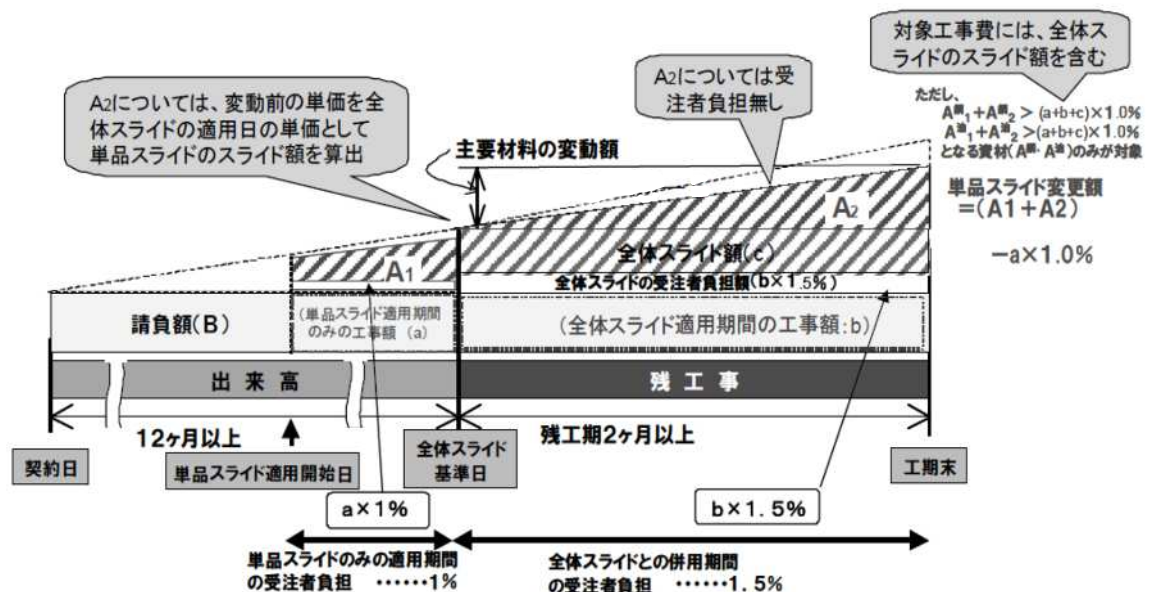
- 燃料油以外の対象材料は、原則として対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書、全ての提出を請負者に求めること（返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること）。ただし、鋼材類など、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。なお、提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。（ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、他の規格の材料まで対象材料としないという趣旨ではない）
- 仮設に対する請求があり、かつ、請負者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、請負者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- 燃料油は、証明書類の提出は必要ない。
- 下請企業等が購入している場合は、その企業の証明書類で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを確認すること。
- 複数の工事で合わせて材料を購入している場合、複数の工事全体で整合の取れた証明書類であれば問題ない。

### 3) 請求等手続き

- 請負者は工期末の2ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が2月15日以降）工事は12月15日まで）に様式1「単品スライド請求書」により請求を行う。
- 12月15日以降に契約する場合など前項の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14日以内に請求できるものとする。
- 燃料油以外の対象材料においては、様式1と共に様式2「対象材料報告書」を提出する。
- 様式2「対象材料報告書」には、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を証明できる納品書、請求書、領収書を添付する。  
ただし、請求時において、対象数量・購入価格等が未確定の場合、様式2は見込みにより提出するものとし、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出する。
- 契約担当者は、請求日から7日以内に協議開始の日を様式3「協議開始日通知書」により請負者に通知する。なお、「協議開始の日」は、原則、「工期末から45日前の日」とする。ただし、工事内容により対象数量の確定時期を考慮して「45日前」を「15日前」とすることができる。
- 単品スライド条項に基づく変更契約は、原則として、精算（通常）の変更契約後に行う。

### (3) . 全体スライド条項併用時の特例

- 全体スライド条項によるスライド額を算出した上で、その対象とならない価格上昇を単品スライド条項で反映することができる。
- 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用い、単品スライド条項に係る請負者負担は求めない。なお、この場合、単品スライド条項に係る対象工事費は、全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の全体工事費（出来形検査済部分は対象外）となる。



#### (4) . 様式

##### 1) 請負者発議の場合

請負者発議の場合の様式一覧および様式は以下の通り。

表 1 様式一覧

様式	提出書類名	提出者	受領者	時期・備考
1	単品スライド請求書	請負者	発注者 (監督員)	工期末の2ヶ月前 又は年度末工期の場合 12/15 までに提出
2	対象材料報告書 (燃料油以外)	請負者	発注者 (監督員)	「様式1」と同時に提出 (数量・購入価格が未確定の場合見込み可、確定後打合せ簿と共に再提出)
3	協議開始日通知書	発注者 (契約担当)	請負者	「様式1」の請求日から7日以内に通知
4	(単品スライド条項に基づく) 契約変更協議書	発注者 (契約担当)	請負者	協議開始日から14日以内
4-1	対象材料内訳表	発注者 (契約担当) 監督員作成	請負者	「様式4」に添付
5	(単品スライド) 請求書取下げ書	請負者	発注者 (監督員)	請負者が単品スライド条項適用外と判断した場合提出
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」(確定)に添付

※対象材料が燃料油のみの場合は、様式2ならびに納品書、請求書、領収書の提出は不要。

年 月 日

企 業 庁 長  
[ 所 長 ]

請負者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 名称及び  
代表者職氏名 〕 印

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

対 象 材 料





様式 3

第 号  
年 月 日

様

企 業 庁 長 印  
[ 所 長 ]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、下記のとおり協議開始日を定めたので、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、通知します。

なお、当該請負代金額の変更については、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の 1000 分の 10 を超える額について行うものとします。

また、請負代金の変更額の算定に必要な資料の提出については、監督員から別途指示します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

協議開始日 平成 年 月 日

担 当  
電 話  
内 線

第 号  
年 月 日

様

企 業 庁 長 印  
[ 所 長 ]

契約内容の変更について（協議）

年 月 日付けで契約した下記工事について、別添の変更契約書のとおり契約内 容を変  
更したいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、変更契約書に押印のうえ、1部提出してください。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

担 当  
電 話  
内 線



年 月 日

企 業 庁 長  
[ 所 長 ]

請負者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 名称及び  
代表者職氏名 〕 印

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（取下げ）

年 月 日付けで行った愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づ  
く請求については、取り下げます。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所